公益社団法人日本アメリカンフットボール協会

助成金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会(以下「この法人」という。)が行う助成金の交付について、基本事項を定め、その適正な運用を確保することを目的とする。

(交付の対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、定款第12条に定める加盟団体及び理事会が相当と認める団体(以下総称して「加盟団体等」という。)とする。

(交付の対象事業等)

第3条 この助成金の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、次の各号の事業とし、この法人の財源の範囲内で助成する。

- (1) 加盟団体等が主催、主管するアメリカンフットボール等大会事業
- (2) アメリカンフットボール等の競技力向上事業
- (3) アメリカンフットボール等の安全対策事業
- (4) アメリカンフットボール等の選手強化育成事業
- 2 助成対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
- 3 独立行政法人日本スポーツ振興センターから助成を受けている事業は、対象外とする。

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする加盟団体等は、助成金の交付を受けようとする事業(以下「助成事業」という。)について、あらかじめ助成金交付申請書(別紙1)及び助成金交付適合性審査書(別紙2)をこの法人の会長に提出し、助成事業に係る計画等を明らかにするものとする。

(交付の決定)

- 第5条 前条の規定による助成金交付申請書等の提出があったときは、助成事業を管轄するこの法人の 委員会が審査を行い、助成金交付適合性審査書(別紙2)に審査結果を記載して、理事会に提出する。 理事会は、助成金の交付について審議し、決定する
- 2 前項の審査にあたり、助成事業を管轄するこの法人の委員会が審査ができない、又は助成事業を管轄する委員会がない場合は、専務理事が審査を行い、助成金交付適合性審査書(別紙2)に審査結果を記載して、理事会に提出する。理事会は、助成金の交付について審議し、決定する。
- 3 前二項にかかわらず、やむを得ない事情により緊急に助成金の交付が必要な場合であって、あらかじめ理事会の承認を得ることが困難であり、かつ、過去の事例に照らし当該助成金の交付が適正なものであることが明らかであるときは、専務理事の判断により、この法人の委員会の審査及び理事会の審議を経ずに、助成金の交付を決定することができる。この場合、専務理事は、当該助成金の交付決定をした直後の理事会において、当該助成金交付について報告するものとする。

4 この法人の事務局は、前三項の手続に基づき助成金を交付することが決定した場合は、その決定内容及びこれに条件を付す場合はその条件を付した助成金交付(変更)決定通知書(別紙3)を当該助成金の申請者に送付する。また、この法人の事務局は、前三項の手続に基づき助成金を交付しないことを決定した場合は、その旨を当該助成金の申請者に通知する。

(事業計画の変更)

- 第6条 前条に基づき助成金の交付決定を受けた加盟団体等は、その後に助成事業の計画を変更する場合には、助成金交付申請変更届(別紙4)をこの法人の会長に提出する。
- 2 当該変更届の提出があったときは、当該助成金交付の審査を行ったこの法人の委員会又は専務理事において再度審査を行い、理事会において助成金交付決定の維持、変更、取消等必要な対応を決定する。 当該助成金交付の審査を行ったこの法人の委員会又は専務理事は、申請者に対し、必要に応じて助成金 交付申請書(別紙1)、助成金交付適合性審査書(別紙2)の再提出を求めることができる。その後の 手続は前条に準じて行うものとする。
- 3 第2項において、この法人の委員会又は専務理事が変更の内容が軽微であり、助成金交付決定に影響を与えないと判断した場合は、理事会の決定を経ずに、助成金交付(変更)決定通知書(別紙3)を送付する。

(助成事業の遂行)

第7条 助成金交付(変更)決定通知書(別紙3)を受けた加盟団体等は、交付の決定及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を遂行しなければならないものとする。

(実施報告)

- 第8条 助成金の交付決定を受けた加盟団体等は、助成事業が完了したときは、当該助成金を受けた助成対象期間終了後30日以内に次の各号の書類をこの法人に提出しなければならないものとする。
 - (1) 事業実施報告書(書式は任意)
 - (2) 当該助成事業の収支決算又は決算見込書
 - (3) その他この法人が必要と認める書類

(助成金の交付)

- 第9条 加盟団体等への助成金の支払時期については、理事会(第5条第3項の場合は専務理事)により決定する。
- 2 助成金は、口座振替により支払いを行うものとする。振替にかかる手数料等はこの法人の負担とする。

(助成金の返還)

- 第10条 助成金交付を受けた加盟団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により助成金交付の決定を取り消し、又はすでに交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。
- (1) 助成金を助成事業以外に使用したとき
- (2) 助成金の交付の内容又はこれに付した条件に反したとき
- (3) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付 則(令和4年8月7日理事会決議) この規程は決議の日(令和4年8月7日)より施行する。

助成金交付申請書

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会 会長名

会長名	
	申請日: 年 月 日
	申請加盟団体等名:
	代表者:
	」成金交付規程の趣旨を理解し、これを遵守することを約束した上で、 助成金を申請します。
	記
	1 助成事業の名称 及び該当する助成対象事業
	・助成事業名:
	・助成対象事業:(大会事業、競技力向上事業、安全対策事業、選手強化育成事業)
	2 助成金により実施する助成事業の内容
	・助成事業の内容
	3 希望助成金額
	4 助成金の支払口座情報
	・銀行名:
	支店名:
	・口座名義:
	・口座番号:
	5 支払い時期の希望とその理由(「審査後直ちに」を選択した場合のみ)
	(審査後直ちに・・実施報告後)
	【「審査後直ちに」を選択した場合、その理由】
	6 助成事業の実施予定日又は実施予定期間、実施予定場所
	・実施予定日又は実施予定期間:
	・実施予定場所:
	7 助成事業の管理責任者(JAFA との連絡窓口)
	氏 名:
	役 職:
	連絡先(電話、E メール):

助成金交付適合性審査書

申請加盟団体等名:

助成事業名 :

助成対象事業 : (大会事業、競技力向上事業、安全対策事業、選手強化育成事業)

	審査項目	申請者記入欄	審査結果・条件
	大会が加盟団体等会員総体の 者の利益増進に寄与している か		
大会事業	大会が親睦会のような活動に とどまっていないか		
	出場者の選定や大会の運営に ついて公正なルールが定められ、公表されているか		
	加盟団体等会員総体の者の利 益増進に寄与しているか		
競技力向上事業	加盟団体等会員総体の者が参加するする機会を開かれているか(参加要件は可)		
安全対策事業	参加者が一定のレベルに達し ているか、適切に関与してい るか(確認行為等)		
選手強化育成事業	事業の質を確保するための方 策を取っているか(専門家の 関与等)		
	専門家等への過大な報酬が支払われていないか		

注) 太枠内は、記入しないでください。

助成金交付(変更)決定通知書

申請加盟団体等名

通知日	:	年_	月	日	
公益社団	日治	去人日本アメ	リカンフッ	ットボー	ル協会
会長名					

貴団体からの申請については、審査の結果、助成金交付規程第5条第2項及び第3項 の規定により、下記のとおり交付することを決定しました。

記

- 1 助成金の額は、_____円とする。
 - ただし、助成金の交付は、(審査後直ちに、実施報告後)とする。

なお、助成事業の内容に変更があり、助成金額に変更が生じる場合、別に通知するものとする。

2 助成金の支出等にあたっては、公正かつ効率的執行に努めること。

以上

本件連絡先

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会 事務局

助成金交付申請変更届

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会 会長名

申	請	日	:_	年	月	日
申請加盟	盟団体	本等。	名:			
	代表	長者	:			

当団体は、助成金交付規程に基づき、以下のとおり助成金交付申請変更届を提出します。

【変更を要する内容(変更があるもののみ記載)及び変更の理由】

	変更前	変更後
1 助成事業の名称及び該当す る助成対象事業		
2 助成金により実施する助成 事業の内容		
3 希望助成金額		
4 助成金の支払口座情報		
5 支払時期の希望とその理由		
6 助成事業の実施予定日又は 実施予定期間、実施予定場所		
7 助成事業の管理責任者 (JAFA との連絡窓口)		
8 変更の理由 (複数項目を変更する場合は項 目毎に記載)		